

あきだ

第1149号

令和2年9月10日

毎月10日発行

秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋田市総務部文書法制課
電話 018-888-5427

秋田市旭北錦町3番50号
印刷所 株式会社三戸印刷所
電話 018-823-5351

—— 目 次 ——

規 則

- 秋田市臨時診療所条例の施行期日を定める規則（第36号） …… 1
- 秋田市臨時診療所条例施行規則（第37号） …… 2
- 秋田市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第38号） …… 2
- 秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（第39号） …… 2
- 秋田市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第40号） …… 2
- 秋田市職員の退職手当に関する条例第10条の規定による失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則（第41号） …… 2

上下水道局管理規程

- 秋田市上下水道局分課および処務規程の一部を改正する規程（第10号） …… 2

訓 令

- 秋田市職員服務規程の一部を改正する訓令（第4号） …… 3

教 委 訓 令

- 秋田市教育委員会職員服務規程および秋田市教育委員会単純労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令（第2号） …… 3

上下水道局訓令

- 秋田市上下水道局職員就業規程の一部を改正する訓令（第4号） …… 3

告 示

- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について（第215号） …… 3
- 指定居宅介護支援事業者の廃止について（第216号） …… 4
- 収納代理金融機関の店舗統廃合について（第217号） …… 4
- 発令した避難勧告の解除について（第218号） …… 4
- 介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の廃止について（第219号） …… 4
- 医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定について（第220号） …… 4
- 医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者の指定および変更について（第221号） …… 4
- 自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について（第222号）

- 5
- 令和2年度後期高齢者医療保険料納入通知書の公示送達について（第223号） …… 5
 - 令和2年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書の公示送達について（第224号） …… 5
 - 令和2年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第225号） …… 5
 - 指定地域密着型サービス事業者および指定居宅介護支援事業者の指定について（第226号） …… 5
 - 秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料の徴収事務の委託について（第227号） …… 6
 - 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の廃止について（第228号） …… 6
 - 秋田市議会定例会の招集について（第229号） …… 6

教 委 告 示

- 教育委員会臨時会の招集について（第11号） …… 6
- 教育委員会定例会の招集について（第12号） …… 6

農 委 告 示

- 農業委員会総会の招集について（第9号） …… 6

上下水道局告示

- 指定給水装置工事事業者の廃止について（第30号） …… 6
- 指定排水設備工事業者の廃止について（第31号） …… 6

公 告

- 秋田農業振興地域整備計画の変更について …… 6
- 許可した開発行為に関する工事の完了について …… 7
- 農用地利用集積計画の策定について …… 7

上下水道局公告

- 受益者負担金の賦課対象区域について …… 7

規 則

秋田市臨時診療所条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和2年8月7日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第36号

秋田市臨時診療所条例の施行期日を定める規則

秋田市臨時診療所条例（令和2年秋田市条例第36号）の施行期日は、令和2年8月19日とする。

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧期間

令和2年8月5日から同月28日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

3 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階

秋田市産業振興部農業農村振興課

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、令和2年5月25日付け秋田市指令第3705号で許可した開発行為について、次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和2年8月19日

秋田市長 穂 積 志

1 工事が完了した工区

第一工区

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

秋田市御所野堤台一丁目6番100の内

3 開発許可を受けたものの住所および氏名

秋田市大町三丁目2番10号

大和ハウス工業株式会社秋田支店

支店長 原 田 晋 平

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（令和2年度第5号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和2年8月25日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧に供する書類

農用地利用集積計画書

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

3 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階

秋田市産業振興部農業農村振興課

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

令和2年8月25日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根 男

賦課対象区域

豊岩小山字中山および河辺和田字上石川（別添図面（省略）に表示された施工箇所に面した土地又は排水可能となる土地で、下水道事業計画区域内にあるもの）

秋 田 市 公 報

